令和７年（第３回定例会）

総務企画消防委員会　会議録

令和７年９月９日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時　令和７年９月９日（火）
　　開議　午前１０時００分　　閉議　午前１０時５４分

○開会場所　市議会 第１委員会室

○出席委員（８名）

委員長	三重忠昭	副委員長	谷口和美
委員	山本一成	委員	黒木愛一郎
委員	安部一郎	委員	日名子敦子
委員	重松康宏	委員	中村悟

○欠席委員（０名）

○委員外議員出席者（０名）
　なし

○執行部出席者

総務部	竹元徹	企画戦略部長	安部政信
防災局長	大野高之	消防長	浜崎仁孝
総務部次長兼 総務課長	行部さと子	総務部次長	末田信也
防災局次長兼 防災危機管理課長	中西郁夫	消防本部次長兼 総務課長	永路尚道
職員課長	河野幸夫	職員課参事	水流研一
政策企画課長	清末妙	政策企画課参事	芝尾裕子
財政課長	河野文彦	警防課長	後藤英明

○議会事務局出席者
　次長兼課長　中村賢一郎　　課長補佐　尾﨑美由紀

○付託議案及び審査結果等

付　託　議　案		審査結果
議第６１号	令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）関係部分	全員一致による原案可決
議第６６号	別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第６７号	別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第７６号	議決事項の変更について	全員一致による原案可決
議第７７号	他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について	全員一致による原案可決
議第７８号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	全員一致による原案可決

○会議録　　別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和７年９月９日

総務企画消防委員会

委員長　三　重　忠　昭

総務企画消防委員会　会議概要

〇開議：10時00分

〇三重委員長
　ただいまから、総務企画消防委員会を開会いたします。
　当委員会に付託を受けました議案は、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）関係部分ほか５件であります。
　審査は、お手元に配布している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。
　初めに、消防本部関係議案の審査を行います。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）消防本部関係部分について当局から説明願います。

〇浜崎消防長
　消防本部からは、本定例会において１件の議案を提出させていただいております。この後、担当課長のほうから御説明をさせていただきますので、審査のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

〇永路消防本部次長兼総務課長
　それでは、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）について、消防本部関係部分のご説明を申し上げます。
　議第 61 号の補正予算関係につきましては、予算書の７ページをお開きください。第４表の２の起債額については、消防設備整備事業に400万円、防災情報通信システム整備事業に60万円を補正しようとするものでございます。詳細につきましては、予算書19ページ歳入をお開きください。
　７消防債の消防設備整備事業債の追加額400万円につきましては、今回、高規格救急自動車並びに消防団のポンプ積載車の整備事業を行う上で、ポンプ積載車においては、当初、想定していた防災対策事業債ではなく、緊急防災・減災事業債を適用することにより増額補正となったものでございます。また、防災情報通信システム整備事業債の追加額 60 万円につきましては、当初の予算組みにおいては、負担額が県から明確に示されていなかったものでございますが、先般、示されたことにより、補正となったものでございます。本事業におきましても、先程のポンプ積載車の事業同様、緊急防災・減災事業債を適用することとなる事業でございます。続きまして、予算書の31ページ歳出をお開きください。
　事業番号 0532 消防装備に要する経費でございますが、これは、先程の消防設備整備事業及び防災情報通信システム整備事業の合算460万円を財源補正しようとするものでございます。
　以上をもちまして、消防本部関係部分の説明を終わらせていただきます。
　何とぞ、御賛同のほどよろしくお願いいたします。

〇三重委員長
　以上で当局の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○安部委員
　消防設備の説明については、説明のあったとおりかと思いますが、消防情報通信システムの中身はどんなものでしょうか。

○後藤警防課長
　防災情報通信システムとは、県の整備する防災関係の伝達システムになります。国、県、市町村が防災情報、気象情報を共有できるもので平事は閉鎖的なネットワーク、行政機関だけが使うネットワークの中で情報のやり取りをして、地震等でネットワークが使用できない時には、無線を使ってその情報のやりとりが常にできるというのを県の方が昨年度から実施設計、今年度が工事という形で行っているところです。

○安部委員
　それを情報が民間まで伝わるわけですか。警察とか市役所とか行政機関に。

○後藤警防課長
　この情報は行政機関での情報共有になりますので、この後に市から市民に対しての情報を発信していくという形となります。

○中村委員
　ポンプ積載車の部分で、元々、予定していた補助金の名称と国、県どこからの交付金となるのか。変更の経緯とあわせて説明願います。

○永路消防本部次長兼総務課長
　お答えいたします。当初、防災対策事業債充当率75%、交付税措置30%の適用予定でございましたが、起債の申請を行っていく中で、より充当率の高い緊急防災・減災事業債を適用できるとのことから、起債の増額補正を行うこととなったとこになります。

○中村委員
　どこからの交付金となりますか。

○永路消防本部次長兼総務課長
　国からでございます。

○中村委員
　分かりました。

○安部委員
　古い消防車の処分の仕方どのようになっていますか。

○後藤警防課長
　消防車両の更新、救急車の更新にあたっては、来年度から実施しようというところで、通常、官公庁オークションというせり売りと寄付という２パターンあります。
　このうち、消防本部としましては、ＡＰＵとかの海外の学生が別府市にはいらっしゃるということで、海外の開発途上国の方に寄付してはどうかというところを考えております。

廃車する車両は、日本国内では基本的には使えませんので、海外であればまたニーズがあるということからそういうところを動いていこうかと今調整をしているところでございます。

○安部委員
ありがとうございました。

○三重委員長
ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と発言する者あり。）
ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）消防本部関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
御異議なしと認めます。
よって、議第 61 号消防本部関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で消防本部関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

（休憩）10 時 06 分
（再開）10 時 06 分

○三重委員長
再開いたします。
次に、総務課関係議案の審査を行います。
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）総務課関係部分について当局から説明願います。

○竹元総務部長
総務部長の竹元です。よろしくお願いいたします。
総務部は、予算議案として議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）総務課関係部分と条例に係るものとして、職員課から議第 66 号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議題 67 号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての２議案を提出しています。
初めに、総務課関係部分についての審査をよろしくお願いいたします。

○行部総務部次長兼総務課長
総務課長の行部です。よろしくお願いいたします。それでは議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）関係部分について説明いたします。補正予算書の 21 ページのほうをお願いいたします。
事業コード 0128 公有財産維持管理に要する経費及び事業コード 1109 庁舎施設整備に要する経費について、財源更正を行っております。
こちらは、国庫支出金の減額と、それに伴います地方債と一般財源の増額になります。内容につきましては、予算書の 12 ページのほうをお願いいたします。

まず、庁舎施設整備に要する経費の財源更正についてですが、国庫補助金であります都市構造再編集中支援事業補助金の減額314万1,000円を計上しております。これは庁舎西側及び南側のインターロッキングブロックの改修を図書館周辺の道路工事とあわせて行っておりますが、改修工事費2,488万1,000円を補助率２分の１の当該補助金1,244万円の活用を見込んでおりましたが、国庫補助金の内示に伴いまして、929万9,000円に減額されたことに伴い、差額の314万1,000円を減額補正するものです。国庫補助金の減額に伴いまして、地方債の増額につきましては、補正予算書の19ページのほうお願いいたします。

減額されました国庫補助金の不足分を地方債にて補うために、庁舎施設整備事業債の追加額 280 万円を計上しております。こちらは、国庫補助金の対象外となりました経費 628 万3,000円に対しまして、充当率90%の公共施設等適正管理推進事業債を適用し、国庫対象経費における地方債の減額と調整しまして、280万円を計上するものです。

今回の財源補正によりまして事業費2,488万1,000円に対しまして、当初の財源は国庫補助金1,244万円、地方債1,110万円、一般財源134万1,000円でしたが、国庫補助金が929万9,000円、地方債が1,390万円、一般財源が168万2,000円となり、国庫補助金が314万1,000円の減額、地方債が280万円の増額、一般財源が34万1,000円の増額となっています。

次に、公有財産維持管理に要する経費の財源補正についてです。内竈コミュニティセンター事業債120万円を計上しております。こちらは内竈コミュニティセンター研修室の空調が故障したために、その改修の予算129万4,700円に対しまして、充当率100%の緊急防災・減災事業債を適用するものになります。以上が減額補正の説明になります。続きまして、補正予算書の15ページをお願いいたします。

土地売り払い収入の追加額1,213万6,000円についてです。売却した市有地は２か所ございます。１つは旧朝日出張所跡地の一部です。こちらは令和７年第１回の市議会定例会の補正予算計上し、議決をいただいておりましたが、年度内に土地引き渡しが完了しなかったことから、再度補正予算計上するものです。改めて土地の売り払いの説明をさせていただきます。資料のほうに沿って説明させていただきます。資料の１－１のほうをお願いいたします

物件の場所は下段の位置図で示しておりますが、鉄輪にあります旧朝日出張所跡地の一部で、国道500号九州横断路に沿って歩道から約２、３メートル内側の面積53.82平方メートル、地目は宅地となっております。２枚目の写真の赤い点線で囲んだ部分になります。

こちらは、大分県施工の国道500号電線共同溝工事に伴っているもので、歩道を整備し、安全な歩行空間を確保することや電線の地中化により、災害時の電柱倒壊を防ぎまして、緊急輸送道路の機能を確保すること。また、湯けむり景観にふさわしい沿道景観の形成を図るために行うものです。工事は国道500号のマルショク鉄輪店の向かいのローソンのところから、海地獄交差点までの 860mを鉄輪工区の事業区間としております。平成 30 年度から大分県が事業を開始しまして、工事はマルショク前のローソンから西側、山側に向かって進められております。経緯につきましては、資料の１－３のほうをお願いいたします。

令和６年度になりまして、今後この当該地より西側部分を買収を進めたいということで、令和６年 10 月に用地買収の話が大分県のほうからございました。その後、大分県のほうで国の補正予算がついたことから、令和７年１月に令和６年度中の売買契約に向けて協議を行っておりまして、令和７年２月４日に正式に大分県別府土木事務所長より売払申請書の提出がございました。

内容は、潰れ地面積、売り払い面積になりますが、53.82 平方メートル、損失補償額、契約金額になりますが、474万6,924円です。県の公共工事であることや、損失補償額等を総合的に判断しまして、令和２年２月 17 日に大分県と随意契約により契約を締結しまして、

今年度末までには引渡しを完了する予定でしたが、大分県のほうが行っておりました土地の登記の方が３月末までに間に合わずに、引き渡しが完了しなかったために、引き渡し期限を３月 31 日から令和７年５月 30 日へ変更契約を行いまして、登記完了後、５月１日に土地売買代金が振り込まれ、引き渡しが完了したことから、今回補正予算を計上するものです。

もう一つにつきましては、別府市大字浜脇字鳴川の土地でございます。資料のほうは２－１のほうをお願いいたします。

場所は国道 10 号線、両郡橋の信号から山側のほうに入って右手の線路の近いところになります。地目は宅地で、面積は 831.08 平方メートル。契約金額は 738 万 8,100 円、相手方は有限会社パレスクリーニングになります。資料２－３の経過に関する資料のほうをお願いいたします。

パレスクリーニングとは、平成 18 年から市営鳴川住宅跡地など、今回売り払いました当該土地周辺の市有地を駐車場用地として賃貸借契約を締結しておりました。平成 24 年からは当該土地に賃貸借の場所を移しまして貸し付けを行っており、平成 28 年度にパレスクリーニングより、この土地に倉庫を建設したいという申し出がございました。１年更新の契約としておりましたが、建物を建設するということから、平成 29 年に 10 年の事業用定期借地権を設定しまして、土地の賃貸借契約を公正証書により行いました。

その中で、当該土地につきましては、接面道路が狭く、不整形地で、土地の利活用が難しいと考えられることから、土地の貸し付けを始めて、令和３年３月 31 日を経過した後は、この土地は随意契約で売ることができるとした契約を締結しまして、今回、パレスクリーニングから申し出がありまして、令和７年４月１日に随意契約により土地売買契約を締結し、同日、売買代金が入金されたことから、同日付けで所有権移転登記行っており、引き渡しのほうは完了しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

〇安部委員

説明のあった都市構造再編集中支援事業補助金の減額の要因について説明願います。

〇行部総務部次長兼総務課長

はっきりしたあの要因というのは国からの通達の方ではありませんが、国の予算、全体的な予算により減額されたものではないかというふうに考えております。

〇安部委員

査定というか、規則などいろいろなものがありながらそれを逸脱していたとかそういうものではないですね。

〇行部総務部次長兼総務課長

はい。そういうのではなく、国の都合ということでございます。

〇安部委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

○中村委員
　朝日出張所のところは、県に売却して、共同溝下に埋めるということですけども、埋めた後は歩道が広くなりますか。

○行部総務部次長兼総務課長
　歩道の拡幅も兼ねてやっておりますので、広くなるというふうに聞いております。

○日名子委員
　今の質問の朝日出張所の場所ですけど、民間のホテルの方が駐車場利用していますけども、その駐車場が減るのかということと、借りているところが今回の該当部分になりますか。

○行部総務部次長兼総務課長
　現在、民間ホテルの方に貸し付けしている部分がございますが、今回、売り払った部分に関しては、貸し付け部分から外れたところになっております。今まで貸していた部分につきましては、引き続きこちらの活用がまだされていませんので、それまでは貸し付けをしている状況です。

○日名子委員
　庁舎施設整備の所ですけども、インターロッキングの歩道の整備と図書館の整備に伴って、色々整備をしていると思います。この先、エントランスとかいろいろなところが少し痛み始めているなというところもあると思いますが、今後、何か計画がありますか。

○行部総務部次長兼総務課長
　現時点で何か大きな改修をするということは今のところ計画としてはないのですが、今後の庁舎の経過年数もありまして、随時、見直し、修繕など行いながら計画は立てていくものかなというふうに考えております。

○日名子委員
　ありがとうございます。この間も駐車場から地下の入口のところが少し崩れて応急手当をしていただいたと思いますが、今後もそういう風になるのかなということが想像されます。崩れた部分については今後、修繕という形になっていますか。

○行部総務部次長兼総務課長
　北側の駐車場につきましては、計画段階ではございますが、 図書館の方の駐車場等が整備された後に改修の方について計画していきたいという風に考えております。

○日名子委員
　図書館の整備で綺麗になるので色々ラインとか周辺環境の整備もしていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○三重委員長
　ほかに質疑はありませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）総務課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
御異議なしと認めます。
よって、議第 61 号総務課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で総務課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

（休憩）10 時 22 分
（再開）10 時 22 分

〇三重委員長
再開いたします。
次に、職員課関係議案の審査を行います。
議第 66 号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議第 67 号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、当局から一括して説明願います。

〇竹元総務部長
職員課関係部分についての審査をよろしくお願いいたします。

〇河野職員課長
職員課長の河野です。よろしくお願いいたします。議案書２ページから６ページまでになります。
議第 66 号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。
人事院規則が改正されたことに伴い、妊娠、出産等についての申し出をした職員等に対する仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等について規定するため、条例を改正しようとするものです。
具体的には、妊娠、出産等についての申し出をした職員に対する意向配慮や３歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等を講じることとなります。
次に、議第 67 号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、新たに部分休業制度に関する条例委任事項が定められたことに伴い、条例を改正しようとするものです。
具体的には、育児休業の部分休業が現行１日を通じて２時間を超えない範囲内で小学校就学前まで取得可能なところを、１年に 10 日相当時間数の範囲内で取得可能なパターンが追加されます。
説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

〇三重委員長
以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）
別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
議第 66 号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
御異議なしと認めます。
よって、議第66号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議第 67 号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
御異議なしと認めます。
よって、議第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で職員課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

（休憩）10時27分
（再開）10時27分

○三重委員長
再開いたします。
次に、政策企画課関係議案の審査を行います。
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）政策企画課関係部分について、議第76号議決事項の変更について、議第77号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について及び議第 78 号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、当局から一括して説明願います。

○安部企画戦略部長
企画戦略部におきましては、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）関係部分、議第76号議決事項の変更について、議第77号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、議第 78 号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についての４議案を提案させていただいております。
それでは、最初に政策企画課長から関係部分の説明をさせていただきますので御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○清末政策企画課長
おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、政策企画課関係４議案について説明いたします。
初めに、議第61号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）政策企画課関係部分について御説明いたします。予算書12ページをお開きください。
２段目の新しい地方経済・生活環境創生交付金の追加額250万円につきましては、ウェルネス産後ケア事業の産業化に向け、利用実施施設の整備に対する交付金として計上するものです。

次に、予算書６ページの債務負担行為補正を御覧ください。
住居表示実施業務等委託料は、令和７年度から令和８年度までを期間として、２億1,565万8,000円を計上し、債務負担行為を設定しています。今議会において、後ほど説明いたします住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法、それに令和７年12月議会において、字の区域及びその名称を変更することについて議案を上程し、議決をいただいた後、迅速に委託事業者を選定し、来年度、円滑に住居表示実施事業を進めるための債務負担行為を設定するものです。以上で補正予算についての説明を終わります。
次に、議第76号議決事項の変更について御説明いたします。議案書の26ページをお開きください。
令和６年12月17日に議決されました議第107号字の区域及びその名称の変更についての議決事項のうち、南立石生目町及び隣接する堀田町の町界を一部見直し、議案書27ページ及び28ページの別図２－11及び別図２－12のように変更するものです。
次に、議第77号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について御説明いたします。議案書の29ページをお開きください。
地方自治法第244条の３第２項の規定に基づき、協議により大分都市広域圏を構成する豊後大野市が設置する多機能型武道場を本市の住民の利用に供させることについて、同条第３項の規定により議会の議決を求めるものです。
次に、議第78号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について御説明いたします。資料は、議案書の30ページを御覧ください。
住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について、住居表示に関する法律第３条第１項の規定により議会の議決を求めるものです。
議案の内容は２点ございます。１点目の住居表示を実施する市街地の区域については、全部で12町ありますが、資料の31ページからの別紙図面で御説明をいたします。31ページの別図１を御覧ください。通称馬場、火売、北中、鉄輪東、北鉄輪、鉄輪上、井田、風呂本、御幸を住居表示する区域に定めようとするものです。
次の32ページの別図２は、山家、浦田のほか、浜脇二丁目２区の住居表示未実施の区域を住居表示する区域に定めようとするものです。
２点目の住居表示の方法につきましては、別府市住居表示実施基準要綱で、住居表示は法第２条第１項に規定する街区方式によるものとし、と定められております。現在別府市内の住居表示実施地区において取られている方式は、全て街区方式で行われていることから、同じ街区方式により実施するものです。
住居表示を進めるにあたって、各町で自治委員の御協力を得ながら、住民説明会を行い、各自治会からは住居表示を実施することへの要望をいただいております。
以上で、政策企画課提出の４議案について説明を終わります。
何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○三重委員長
以上で当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○安部委員
公の施設で中央公会堂や陸上競技場で市民が使えない状況が起きているということをぜひ把握していただきたいと思います。広域にすることで市外の方が多く利用され、特に陸上競技場はひどい状態になっていると思います。あわせて、先般我々、陸上競技場横の野球場で

議員のソフトボール大会がありましたが、駐車場がなくてみんな車道に停めたという状況もありますので、担当課と現状把握を１回した上で、ここは広域にするのか、ここは市民優先にするのか整理をしてほしいです。特に、大分市が陸上競技場をサッカーグラウンドに変えようという動きがあり、そのチームが別府に来たわけですね。そうなると別府の市民が全く使えない状況が前回の大改修の時も起きています。今後も想定されますので広域のこの部分を外すという選択もあっていいと思いますがいかがでしょうか。

○清末政策企画課長
　現状をまず把握させていただいて、考えていきたいと思います。

○日名子委員
　街区方式について具体的に説明願います。

○清末政策企画課長
　住居表示をする地域をいくつかの街区という塊に分けまして、別府市の場合ですと、駅に近いほうから、１番、２番、３番というような形で番号をつけていく、そういった方式になります。
　対するものとして道路方式とありまして、日本で取られているところはほとんどありませんが、道路に沿って住所を決めていく方式とありまして、住所でいうと、この１番２号とかでしたら、番のほうが街区という形になります。それを住居表示する地域を街区に分けて番号をつけていく方式を街区方式というふうになっています。

○安部委員
　マイナンバーとのひも付けが主な要因でこれ始めたと僕は勝手に思っていますが、例えば、保健証は住居表示による新しい住所で全部されると思いますが、これ全部完成すると、もうほぼ全域の通所が無くなるわけですか。

○安部企画戦略部長
　別府市で随分長年の課題でありました二重住所ですね。通称が住所というふうに思われている方が多いということで、その正式な手続きの時に本住所が分からず困ったという、そういうことがございましたので、その課題解消というふうなことで今実施しているところであります。ですので、通称住所はなくなりまして、本住所に一本化されますので、今までの二重住所の問題は解決すると。

○安部委員
　そうすると保健証や免許は全部本住所になりますか。

○安部企画戦略部長
　そういう形になって、通称を本住所にするというそれが１番トラブルはないということでした。

○安部委員
　ありがとうございます。

〇中村委員
ウェルネス産後ケア施設整備費補助金について、事業者や市内の旅館、ホテルから、ウェルネス産後ケアを実施するにあたって、こういうところが困っているから直してほしいという声が上がって、こういう補助金を今回設定したということになったのかどうかの経緯についてと具体的にどのようなものが今上がってきているのかっていうところとか、もしくは上がりそうなのかっていうことを教えてください。

〇安部企画戦略部長
　事業側はこども家庭課のほうになります。今回の追加というのは、以前ソフト事業のウェルネス産後ケアについて、今回新しい事業という形で補助金の獲得の余地が出ましたので、今回追加要望したところ、内示が出るということで、補正をあげております。実際に要望がある部分を聞いたところ、遊具、あるいはベビーベッドの設置とかそういった備品類や入浴、沐浴ができる施設の整備など要望が出ているようです。
　今後どういったものが出てくるかというのは、予算の議決をいただいた後に申請で分かることとなっており、要望段階でこういったのが出ておりますので、それに沿って制度設計をこども家庭課のほうでしたというところでございます。

〇中村委員
　担当課じゃないのでなかなか答えられないところもあると思いますが、向こう側からそういう要望が上がったということですか。

〇安部企画戦略部長
　ホテル、旅館の要望もありますし、今までの実証実験の結果を踏まえて、そういった制度が必要だということで、予算要求が出まして、それに応じて委員会のほうで御審議いただいてというところでございます。

〇谷口副委員長
　住所表示のところで今回この町、12町されていますけども、今後のスケジュールについて教えてください。

〇清末政策企画課長
　全体のスケジュールについて、令和５年度からこの事業に取り組んでおりまして、令和４年度から準備をして令和５年度実施で始めておりまして、今年度が一番多く実施するようにしています。かなり大きい町内含めて、世帯ベースでいくと１万3,000世帯ぐらいをするようにしておりまして、今年度が終われば75％ぐらいが終わったような形になります。来年度実施する12町が終わりましたら、85％ぐらい実施という形になっておりまして、だんだん北のほうに移っていくような形で、隣接するところから進めています。

〇谷口副委員長
　北はじゃあ、最後のほうということですね。

〇三重委員長
　ほかに御質疑もないようでありますのでこれより採決を行います。
　お諮りいたします。

初めに、議第61号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）政策企画課関係部分について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第61号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第76号議決事項の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第77号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第77号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第78号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって議第78号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10時44分

（再開）10時44分

〇三重委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）財政課関係部分について当局から説明願います。

〇河野財政課長

議第61号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）財政課関係部分について御説明を申し上げます。予算書の16ページをお願いいたします。

別府市財政調整基金繰入金の減額１億8,208万2,000円でございますが、これは今回の一般会計補正予算（第３号）における一般財源余剰分を調整するため、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。繰越金の追加額５億651万3,000円でございますが、これは令和６年度一般会計決算の実質収支７億651万3,000円を令和７年度に繰り越すもので、当初予算に計上しております２億円を差し引いた額を追加計上するものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。21ページをお願いいたします。1020基金

積立金の追加額１億円でございます。これは、まち・ひと・しごと創生に関する政策を推進するための財源として、べっぷ未来共創基金に積立てを行うものでございます。
　次に、0163基金積立金の追加額２億6,539万3,000円ございますが、まず、別府市財政調整基金積立金２億5,325万7,000円につきましては、地方財政法の規定に基づきまして、令和６年度一般会計決算での実質収支７億651万7,000円の２分の１の額を積み立てるもので、当初予算に計上しております１億円を差し引いた額を追加計上するものでございます。
　また、別府市公共施設再編整備基金積立金1,213万6,000円につきましては、歳入予算に計上しております土地売却収入について公共施設の保全等の財源として活用するため、別府市公共施設再編整備基金に積み立てるものでございます。
　以上で財政課関係部分の議案について御説明をさせていただきました。
　御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三重委員長
　以上で当局の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。
　（「なし」と発言する者あり。）
　別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 61 号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

（休憩）10 時 48 分
（再開）10 時 48 分

○三重委員長
　再開いたします。
　最後に防災危機管理課関係議案の審査を行います。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）防災危機管理課関係部分について当局から説明願います。

○大野防災局長
　それでは、防災危機管理課関係部分についての御審査をよろしくお願いいたします。

○中西防災局次長兼防災危機管理課長
　それでは、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）関係部分について御説明いたします。最初に、歳出について御説明をいたします。予算書 31 ページをお開きください。
　事業番号 1131 地震・津波等被害防止対策に要する経費についてでございます。こちらは、

備蓄倉庫の設置委託料として市内２か所に設置を計画し、当初予算で 900 万 9,000 円計上しておりました。今回は財源の補正を計上させていただいております。当初の内訳ですが、県の補助金が 333 万円、起債が 560 万、一般財源７万 9,000 円としておりましたが、これを起債 900 万、一般財源 9,000 円とするものでございます。これは県の補助金と起債の併用ができないことが確認されたための措置でございます。

予算書の 14 ページをお開きください。

17 節県支出金、２項県補助金、７目消防費県補助金、大分防災・減災対策推進事業費補助金の減額、こちらが先ほど説明したとおり 333 万円の減額となります。

次に予算書 19 ページをお開きください。

23 款市債、１項市債、７目消防債、防災物資備蓄施設整備事業債の追加額 340 万円でございます。

戻りまして予算書７ページをお開きください。

地方債の補正でございます。第４表の２の６行目、防災物資備蓄施設事業債、こちらのほうが当初予算の 560 万円から 340 万円増額の 900 万円となります。

以上で防災危機管理課関係部分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

〇安部委員

備蓄倉庫の件で、どのくらいを想定して備蓄しようとしているのかということと現状、その目標に向かってどのくらい今キープできているのかお願いします。

〇中西防災局次長兼防災危機管理課長

一応、備蓄計画を想定しているのが約２万人分とで想定しております。令和６年度より、３年で整備する予定で今進めているところで、今年が２年目になります。

〇安部委員

目標が２万人に対して現状の進捗については。

〇大野防災局長

今、正確な数字は分かりませんが、主要８品目でおおかた６割ぐらいです。

〇安部委員

それやっぱり２万人×３日間ということですか。

〇中西防災局次長兼防災危機管理課長

一応想定で、２万人のうち１日分になります。全体で３日分ありますが、基本的な考え方は、１日は皆さん方、自助としてやっていただくと。２日分については流通、要するにお店とかそこら辺で賄ってもらって、残りの３日分を公助、市及び県の物で賄うということなので、一応別府で用意するのは、６分の１というところを想定しております。

○安部委員
　ただ今の流れの中でいくと、急がれた方がいいかもしれないですね。
　はい。ありがとうございました。

○三重委員長
　ほかに質疑ありませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　それでは、ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）防災危機管理課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 61 号防災危機管理課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で、防災危機管理課関係議案の審査を終了いたします。
　以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。
　なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。
　これをもちまして、総務企画消防委員会の議案審査を終了いたします。

○閉議：10 時 54 分